

岡 財 第 6 5 4 号
平成 2 1 年 1 0 月 1 4 日

各 局 室 長
各 事 務 局 長 様
教 育 長
各 区 長
(主 管 課 扱 い)

財 政 局 長

平成 2 2 年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、岡山市予算規則第 6 条の規定に基づき、別添予算編成方針により平成 2 2 年度予算を編成するので通達する。

平成22年度予算編成方針

1 国の情勢と地方財政

我が国の経済情勢は、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるものの、輸出や生産に明るい動きが見られ、経済危機対策を含む累次の景気対策の着実な実施により、景気は底割れが回避され、先行きは緩やかに持ち直していくことが期待される。平成22年度においては、世界経済の改善に応じて外需が回復するとともに、対策の効果が引き続き発現し、民需の持ち直しの動きが徐々に進展していくことが見込まれ、景気回復が確かなものになることが期待される。

地方財政については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が先行き不透明な状況にあり、政権交代による影響も見極める必要がある。また、公債費は依然高水準であることや、社会保障関係費の自然増などにより、構造的に極めて厳しい状況にある。さらに、この景気低迷が長引くことも想定され、地方財政を取り巻く環境は、当面大きく好転することは期待できない状況である。

このような中で、歳入については、自動車関連諸税の暫定税率廃止など平成22年度の税制抜本改革や地方交付税の動向によっては、地方への影響が大きく懸念される状況である。

一方で、歳出については、少子高齢化の進展等を背景に社会保障関係費などの財政需要が増大する中で、地球温暖化対策など政策課題に積極的に対応していく必要があるほか、これまでの公共投資による公債費が大きな負担となっている状況にある。

2 本市の財政状況

本市では、市民事業仕分けや行政サービス棚卸しによる全ての事業の点検、見直しや、職員の採用凍結による人件費の抑制等、積極的に行財政改革を進めてきた結果、行財政改革大綱（短期編）の目標を1年前倒しで達成したほか、平成21年度当初予算が財源調整のための基金の取り崩しなしで編成するなど、財政状況の一部に改善が見られる。

しかし、市全体の借金の残高はなお多額であり、児童扶養手当や生活保護費などの扶助費等の義務的経費が今後増加することを考えると、さらなる行財政改革を行い、その財源を確保する必要がある。

このように、財政健全化への道筋は、着実に前進してはいるが、今後見込まれる厳しい社会経済情勢の中でも確固とした都市経営が行えるよう、これまで以上に行財政改革に力を傾注していく必要がある。

3 都市づくりの方向性

今日の市政に求められている課題は、これらの財政状況の変化の中にあっても、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めるため、効率的で無駄のない有効な施策を構築、実施することである。

このため、費用対効果を考慮した都市経営の観点から、新岡山市行財政改革大綱に基づいて、行財政改革に果敢に取り組み、着実に財政の健全化を推し進めなければならない。

その上で、市民の目線で策定した都市ビジョンに沿ったまちづくりを行うため、この都市ビジョンを骨格とし、市民協働で取り組むべき政策・施策の方向性を体系的に整理して、具体化した都市ビジョン[新・岡山市総合計画]に基づくまちづくりを推進していかなければならない。

このまちづくりを確かなものとするため、新・総合計画の体系に沿って、全ての事業を位置付け、政令指定都市への移行2年目として、懸案事項や課題にも積極的に取り組むこととし、さらなる発展を目指し、特に重点化する事業については、新・総合計画の実施計画として明記し、積極的に推進していくこととする。

これにより、めざすべき都市像「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国の総合福祉の拠点都市」の実現に向けて、限られた経営資源を効率的・効果的にいかす「選択と集中」による都市経営に努めることとする。

4 予算編成の基本方針

平成22年度予算は、現下の経済情勢を踏まえると、市財政を巡る厳しい環境の大きな好転が望めないため、市税収入が前年度を下回る可能性がある。このため、限られた経営資源を効率的・効果的に活用するためには、行政サービス棚卸しなどの事業の再点検をはじめ、徹底的に無駄をなくし、より一層の効率化を図ることが必要である。

また、今後の財政の中立性の確保に向けて、財政調整基金等の取り崩しを極力抑制し、市債の発行についても、市債残高の減少を図るため、臨時財政対策債などの元利償還の全額が地方交付税に算入されるものを除いて、引き続き抑制する方針である。

これらの方針をもとに、収支の増減を推計すると、一般財源ベースで約60億円の財源不足が見込まれるところであり、予算編成ではこの調整が必要となる。

そのため、平成22年度の予算編成に当たって、各局室においては、都市経営的な視点に立ち、自ら徹底的にムダを排除、そぎ落とした上で、都市ビジョンに沿って真に必要な事業を厳選して要求するものとする。

一方、平成22年度は、政令指定都市移行2年目として、本市の持つポテンシャルを活かしながら、市民福祉の一層の向上や、活力あるまちづくりにも資する、政令指定都市にふさわしいさらなる発展・拡充を目指す事業など、新・総合計画の政策体系に沿った事業については積極的に推進していく必要がある。

この相反する2つの目標を達成するため、シーリング対象事業の枠を拡大するとともに、本来ならば前年度当初予算額の93%とすべきシーリングの設定を95%（維持修繕費は98%）とすることで、既存事業について、各局室における創意工夫や考える余地を拡大しつつ、差額の2%分は、査定の中で、個別事業の内容を加味することにより、メリハリを効かせた予算編成となるようにする。

また、政令指定都市移行2年目にあたり、更なる市政の発展を目指すため、形にとらわれず、より自由で柔軟な発想での予算要求ができる特別枠として、「政令市発展予算枠」を設定し、懸案事項や様々な諸問題に積極的に取り組む次に掲げる事業については、シーリングの上限なしで要求を認める。

- ①政令指定都市移行初年度の事業を、更に拡充・発展させることにより、市民福祉のより一層の向上や、活力あるまちづくりを推し進める事業
- ②政令指定都市にふさわしく、都市ビジョンの実現を推進する新たな事業
- ③平成22年度都市経営方針において、重点化事業としてあげるもののうち、新・総合計画に対する貢献度が高く、その目標、効果が明示される事業

この特別枠への要求については、今年度企画局に配置した審議監が、局にとらわれず全市的な立場から、特別枠にふさわしい事業の創設、拡充、見直し案をとりまとめ、その案を審議監会議や都市経営会議の場で議論を重ね、成案を得て、予算に反映するという新しい仕組みを取り入れることとするので、各局室においては、統括審議監と協力、連携して、事業を構築されたい。

また、国の予算編成状況によっては、市の予算編成に大きな影響を及ぼすとともに、事業内容を大幅に見直さざるを得ない可能性もある。各局室において、国の状況を十分に把握し、機動的に対応できるよう準備しておくこと。

各局室においては、この基本方針の下、事業の緊急性、必要性、優先度等の観点から重点化を図るとともに、徹底した経費の節減・合理化を図り、的確な予算の見積もりを作成し、別に定める期日までに提出されたい。

シーリング対象外事業

- 1 電算打出しの人件費
- 2 扶助費（法定義務分のみ）※単独分は対象内事業
- 3 公債費
- 4 各特別会計のうち医療費に係る繰出金
- 5 予備費
- 6 その他財政課において特に認める事業
- 7 政令指定都市移行2年目にあたり、更なる市政の発展に資する事業
（政令市発展予算枠）